

少年・刑事事件

(1) 着手金

それぞれ20万円から100万円の範囲内の額（税別）

(2) 報酬金は着手金に準ずる。

但し、事件の複雑さ、困難さ、繁雑さを考慮して、協議により、着手金及び報酬金の額を定める。